論 説

欧州委員会による新「技術移転契約に関する 一括適用免除規則」について

ライセンス第2委員会 第 3 小 委 員 会*

抄 録 欧州委員会は、「技術移転契約に関する一括適用免除規則」および同規則に関する「ガイドライン」を改正した。わが国の公正取引委員会ガイドラインと比較すると、ライセンス契約における改良技術条項の取り扱いについて相違はなくなっており、また不争義務条項についても従来からの状況に特段の大きな変更はないものと評価できる。一方、不争解約条項については、非独占的ライセンス契約において規定される場合の取り扱いの相違が相対的に拡大するものとなっている。本稿では、この新規則等について、特に、ライセンス契約に影響のある改良技術条項と不争解約条項についての改正点およびそれらの留意点を日本における規制と比較しつつ考察する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 欧州委員会による新規則等採択の背景
- 3. TFEU第101条の概要
- 4. 新規則等における主要な改正点
 - 4. 1 改良技術条項の取り扱いについて
 - 4.2 不争義務条項および不争解約条項の取り 扱いについて
- 5. 結論
- 6. おわりに

はじめに

本年3月、欧州委員会(European Commission)は、欧州競争法の下における技術移転契約に関する明確な指針を提供するため、新たに「技術移転契約に関する一括適用免除規則」(規則316/2014号)および同規則の運用に関する「ガイドライン」¹⁾(以下、本稿では、それぞれ「新規則」、「新ガイドライン」、合わせて「新規則等」という)を採択、本年5月1日より施行した²⁾。2014年度ライセンス第2委員会第3小委員会

では、ライセンス契約に影響のある新規則等について、知財関係者に時宜を得た情報提供をすべく、新規則等の主な改正点および留意すべき事項について、本稿をまとめた。

なお、本稿は、2014年度小委員会のメンバーである竹内誠也(日本アイ・ビー・エム)が執筆、竹森久美子(小委員長、凸版印刷)、伴誠一(小委員長補佐、新日鐵住金)、加藤幸雄(フジクラ)、小林広之(富士通セミコンダクター)、中園誠司(富士通)、古川千津子(パナソニックヘルスケア)、本庄直子(コベルコ建機)、向井健治(日本特殊陶業)、矢部正樹(ルネサスエレクトロニクス)が監修を行った。

2. 欧州委員会による新規則等採択の 背景

昨今,新興国の経済成長が著しく,欧米等の 先進国における産業の興隆には,イノベーションの加速が喫緊の課題となっている。欧州連合

^{* 2014}年度 The Third Subcommittee, The Second License Committee

(EU) 域内における研究及びイノベーションへのインセンティブを確保するとともに,知的財産の普及を促し,技術開発,更には,市場における競争をサポートすることを目的として,欧州委員会は,新規則等を採択した。

新規則等は、2004年より施行されている「技術移転契約に関する一括適用免除規則」(規則772/2004号)と同規則に関する「ガイドライン」(以下,本稿では、それぞれ「旧規則」および「旧ガイドライン」という)を改正したものであり、複数回に渡る公的な意見募集を経て、本年3月21日付けにて採択された。

新規則等は、イノベーションと市場競争を更に促進させることを目的として、技術移転に係る契約が市場からの競争排除の手段としても用いられる可能性があることから、技術移転に係る契約の所定の条項について、EU機能条約(The Treaty on the Functioning of the European Union、(以下、TFEUという))第101条に違反し得る範囲を従前より広げ、規制を強化している。

3. TFEU第101条の概要

EUにおいては、TFEU第101条³⁾ によって、 EU域内に影響を与える複数企業による反競争 的行為が規制されている。

TFEU第101条は、その適用について、行為主体による「合意」、「事業者団体の決定」、または「協調行動」があることを要件としている。この点、「合意」および「事業者団体による決定」については、それがかならずしも書面により明確化されたものであることは求められておらず、客観的状況に照らして認定され得るものとされる。また「協調行動」については様々な見解が示されているが、代表的な理解としては、事業者間の調整行為であるとされる。

かかる行為に加えて、TFEU第101条の適用 について、競争を制限等する「目的」と「効果」 が存することを要する。具体的には,「目的」については当該行為がなされた客観的な状況に基づいて判断される。また「効果」については, 関連する市場ごとに有効な競争が維持され得るか否かに応じて個別の判断がなされることになる。

具体的には、価格協定、生産・販売・技術開発等についての制限等、市場または供給源の割当て、取引における差別的取扱い、抱き合わせ契約などがその禁止の対象となり得る⁴⁾。

TFEU第101条は、事業者間の合意等の行為については水平的合意のみならず垂直的合意についても対象とする点に特徴を有する。また、TFEU第101条による禁止の対象となるのは、ある合意等が目的または効果として競争を制限する場合であり、特にその効果については、潜在的な効果を含み、経済的見地からの影響も加味して判断がなされる50。

TFEU第101条第1項では、反競争的として 禁止対象とする行為を挙げ、同条第2項にて、 これら行為が当然に無効とされる旨が確認され ている。

しかしながら、上記の適用要件が満たされ得る場合において、同条第3項によってその適用 免除が認められている行為がある。すなわち、同条第3項は、セーフ・ハーバ規定として機能 している。「セーフ・ハーバ」とは、包括的規 制において適法な行為をあらかじめ類型化し、 予測可能性および法的安定性を担保しようとす るものである。競争法におけるセーフ・ハーバ は、競争を制限することとなるとは通常考えられない範囲とされる。その代表的なケースが、 本稿で検討対象とする所定の要件を充足すれば 免除が自動的に与えられる一括適用免除に該当 する場合である。

同条第3項においては⁶⁾,以下のとおり規定がなされている。

「TFEU 第101条第3項

- 3. 但し、第1項は、以下の行為には適用されないものとする。
 - 事業者間の協定またはこれに類するもの
 - 事業者団体が行う決定またはこれに類する もの
- -協調行為またはこれに類するものであって、物品の生産もしくは流通の改善、または技術的もしくは経済的な進歩の促進に貢献するものであり、その結果生ずる利益が消費者に公平にもたらされる場合であって、かつ、か
- a) かかる諸目的を実現するために、欠くこと ができないものでない制限を当該企業に課 するもの

かる行為が、以下に該当しないとき

b) これらの事業者に対して、対象となる製品 の主要な分野において競争を排除する可能 性を与えるもの」

かかる第3項の規定するTFEU第101条第1 項からの適用除外(以下,本稿では「セーフ・ハーバ規定」という)において,同項の定める 諸条件を充足し得る一定の範囲の協定等につい ては一括免除が認められている。その一つとし て欧州委員会による一括適用免除規則が新規則 などとして制定⁷⁾,適用の考え方について新ガ イドラインなどが発行されているのである。

4. 新規則等における主要な改正点

新規則においては、規則の適用範囲の明確化および受動的販売に関する制約についての適用除外の否認等が⁸⁾、新ガイドラインにおいては、和解契約およびテクノロジー・プールに関する言及がなされている点が注目される⁹⁾。わが国のライセンス契約実務との関連においては、特に、改良技術の取り扱いに関する条項(以下、「改良技術条項」という)、ライセンサの保有する知的財産権の有効性をライセンシが争ってはな

らない義務を課す条項(以下,「不争義務条項」という)およびライセンサの保有する知的財産権の有効性をライセンシが争った場合には、ライセンサは契約を解約することができる旨を規定する条項(以下,「不争解約条項」という)の改正の影響が大きいと思われるため,以下に、わが国の公正取引委員会による知的財産ガイドラインとも比較しつつ、個別に検討した。

4. 1 改良技術条項の取り扱いについて

(1) 新規則における規定について

新規則では、ライセンスされた技術のライセンシによる改良について、ライセンサに独占的ライセンスを許諾する義務を課す条項は、TFEU第101条の適用に関するセーフ・ハーバ規定の対象から全て除外され、同条の適用を受けるものとなった100。

新規則第5条に、以下のとおり規定されている。

「第5条 除外される制約

- 1. (新規則)第2条において規定される除外(一 括適用免除) は、技術移転契約に含まれる 以下の義務には適用されない。
- (a) ライセンスされた技術へのライセンシに よる改良または応用の全部または一部に ついて、ライセンサまたはライセンサの 指定した第三者への独占的ライセンスの 付与または権利譲渡を規定するあらゆる 直接または間接のライセンシの義務」

旧規則では、ライセンス技術に対する改良技術の分離可能性がないものはセーフ・ハーバ規定の対象、すなわち、TFEU第101条の適用免除となっていた。

新規則の当該規定の下においては、改良技術 について独占的ライセンスをライセンシがライ センサに許諾する義務を課す条項は、ライセン ス技術に対する改良技術の分離可能性の有無にかかわらず、新規則の規定するセーフ・ハーバ規定の対象から除外され、TFEU第101条に反するものか、競争の制限の有無を、経済的見地からの影響も加味して個別に分析、違反の有無の判断が行われることになった¹¹⁰。

この新規則における取り扱いの変更は、技術市場における後追い開発などのフォローオン・イノベーションを維持するライセンシのインセンティブを十分に確保するために必要な措置として行われたものである。なお、非独占的グラントバックをライセンシに義務付ける条項は、新規則においても、引き続き一括適用免除の対象とされ、同規定の適用を受けないものとされている¹²⁾。

加えて, 新ガイドラインによれば, 新規則第 5条第1項(a)号による改良技術条項に関する 取り扱いは、ライセンサが改良技術の取得に対 して対価を支払うか否かを問わず適用されるも のの、このような対価支払いの有無は、TFEU 第101条違反について、ケース毎の個別判断で 考慮要因となり得るとされている。 つまり、対 価の支払いがあれば、違反と判断される可能性 が低減されるものである。また、市場における ライセンサのポジションも,TFEU第101条違 反有無の個別判断において考慮されることが指 摘されている。特に、利用可能な技術が少数の ライセンサにより支配されている市場では、ラ イセンサへの改良技術に係る独占的なグラント バックまたはアサインバックの義務が課される 場合, 反競争的効果が生じるリスクは増大する ものとして、TFEU第101条違反有無の個別判 断において考慮され得ることが指摘されている 点が注目される130。また、このことに関連して、 標準必須特許に関する標準化機関を通じたライ センス事案においても、慎重な配慮が求められ ることになる。

(2) わが国における公正取引委員会ガイドラインについて

わが国においては、改良技術に関する同種条項の規定は、わが国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という)上の「権利の行使とみられる行為」(同法第21条)¹⁴⁾ に必ずしも該当するものとは解されていない。

すなわち,ライセンサが,不当な契約条件によりライセンシから改良技術を取得するとすれば,ライセンシ・サイドにおいては,技術開発に取り組むインセンティブが失われることになり,中・長期的な観点で見た場合に,市場競争を減殺する恐れがあるからである。さらに,複数の改良技術が集中的にライセンサに集約される場合においては,技術市場における市場支配力の集中につながる恐れもあり,ひいては川下に位置する製品市場における競争を減殺する可能性も否定できないからである¹⁵⁾。

わが国の公正取引委員会による「知的財産の 利用に関する独占禁止法上の指針」(2010年改 正)(以下,本稿では,「知的財産ガイドライン」 という)16 では、ライセンシが開発した改良技 術について、その権利を帰属させる義務、また は独占的ライセンスを許諾する義務を課す行為 は、技術市場または製品市場におけるライセン サの地位を強化し、また、ライセンシに改良技 術を利用させないことによりライセンシの研究 開発意欲を損なうものであるとして、原則とし て,不公正な取引方法(同第19条,一般指定第 12項)に該当するものとして、禁止されている170。 一方. ライセンサがライセンシに対し. 当該 ライセンシによる改良技術をライセンサに非独 占的にライセンスをする義務を課す行為につい ては. ライセンシの事業活動を拘束する程度は 小さく、ライセンシの研究開発意欲を損なうお

それは認められないものとし、原則として、不 公正な取引方法に該当しないとしている¹⁸⁾。

(3) 新規則等の制定とライセンス契約実務に 与え得る影響

前記のとおり、新規則は、改良技術条項について、技術の"分離可能性(severability)"に基づき、異なる取り扱いをしていた旧規則を改正し、"分離可能性"の如何に拘らず、改良技術の権利譲渡または独占的ライセンスを、ライセンシに義務付けている場合には、セーフ・ハーバ規定による適用除外を認めないものとしている。

かかる "分離可能性" の判断要素については, 従来からわが国のガイドラインでは明記されて おらず, EUの新規則においても "分離可能性" に基づいて異なった取り扱いを行わなくなった ことで, 結果としてEUの新規則等とわが国の ガイドラインにおける改良技術条項の取り扱い の基準がより類似する方向にシフトしたと評価 することができよう。

ライセンス契約実務においては、わが国ガイドラインに基づく基準に加え、EU当局による独自の"分離可能性"に基づく評価に配慮する必要性が低くなったことから、実務上の配慮における負荷は軽減され得るものと考えられる。

4. 2 不争義務条項および不争解約条項の 取り扱いについて

(1) 新規則における規定について

新規則は、2004年の旧規則と同様に、ライセンサによって保有される知的財産権の有効性をライセンシが争わないものとする不争義務についてセーフ・ハーバからの適用除外を規定している¹⁹。

一方,旧規則では、独占的または非独占的であるかに拘らず、ライセンス契約において不争解約条項を含むことを認めていたが、今後は、不争解約条項は、独占的ライセンス契約においてのみ、セーフ・ハーバ規定の対象とされることになった。

新規則では、第5条第1項(b)号前段において、独占的ライセンス契約においてのみ、不争解約条項がセーフ・ハーバ規定の対象となることを規定する一方、同後段においては、不争義務条項についてはセーフ・ハーバ規定の対象とならない旨が明確にされている。

「第5条 除外される制約

- 1. (新規則)第2条において規定される除外(一 括適用免除) は、技術移転契約に含まれる 以下の義務には適用されない。
- (b) ライセンシがライセンスされた技術の有効性を争う場合において、これが独占的ライセンスであるときの技術移転契約の解約を定め得る利益を害することなく、他方当事者がEUにおいて有する知的財産権の有効性を争わない旨を規定する直接または間接の一方当事者の義務²⁰⁾」

すなわち、非独占的ライセンス契約における不争解約条項は、一括適用免除におけるセーフ・ハーバ規定の対象とされなくなり、不争義務条項については、旧規則および新規則の双方において、セーフ・ハーバ規定の対象とならないとされているのである。これらの条項は、無効な知的財産権を市場から取り除くにあたっての障害となるものであり、TFEU第101条違反との関連においてはケース毎に個別判断の対象とされることになる。無効な権利は、ライセンシにとっては理由の無い過大なコスト負担となり、ひいては中長期的なイノベーションと経済効率の阻害要因たり得ることから、規制される反競争的行為であるか否か慎重な審査の対象とされるのである²¹⁾。

特に、新規則においては、非独占的ライセンス契約における不争解約条項について、セーフ・ハーバ規定の対象から除外されていることに注目すべきである。不争義務条項と不争解約

条項とは、特にライセンス対象が標準化された技術であるケースなどに見られるように、非独占的ライセンス契約の形態であれば、その効果において、後述するように、実質的な違いは無い様に思われる。しかしながら、対象契約が独占的なものである事案においては、不争義務条項と不争解約条項のいずれを規定するかによって、セーフ・ハーバの利益を享受することができるか否かの差異が生じることになるため、ライセンス契約実務上は、十分に留意すべきであろう²²⁾。

新ガイドラインによれば、非独占的ライセン ス契約である場合、特に、ライセンシが既にラ イセンス技術についての固有の製造設備等に投 資を行っており、同技術からの転換が、ライセ ンシに重大な損失 (significant loss) を及ぼす ときなどには, 不争解約条項は, 実質的に不争 義務条項と同様の効果を有するとされる。なか でも、標準必須特許のライセンス事案が例示さ れ、ライセンシがライセンスされた技術に関す る製造設備等に資本投下を行うことにより当該 技術にロック・インされている場合には、契約 の解約が、ライセンシにスウィッチング・コス トによる重大な損失をもたらすことになるた め、実質的にライセンシが有効性を争うことが できなくなるおそれが指摘されていることは. 特に注目される。また、標準必須特許が対象で ない事案においても、ライセンスされる技術が 市場において重要な地位を占める場合において は、同様にライセンシに重大な損失をもたらし 得ることから、TFEU第101条違反についてケ ース毎に個別判断がなされることが指摘されて いる23)。

一方,独占的ライセンス契約である場合については,不争解約条項が反競争性を有する懸念は相対的に小さいものとされている。新ガイドラインによれば,独占的ライセンスの事案においては,ひとたびライセンスが付与された後に

はライセンシからのロイヤルティ収入がライセ ンサにとって唯一の収益源となる可能性があ り. ライセンサが強度に依存的な関係に陥るよ うな状況において、ライセンス技術を実施する 製品の開発、製造および販売に尽力しなくなっ た独占的ライセンシとの契約に拘束されつづけ ると、ライセンサによるイノベーションとライ センス供与へのインセンティブが阻害されるこ とになることを指摘する。かかる場合には、ラ イセンサに独占的ライセンスから離脱する術を 与えておかなければ、そもそもライセンスを行 うインセンティブが働かない状況を招き. ひい ては自己実施の能力のない開発者においては. 技術開発のインセンティブすら失う恐れがある ことが懸念されている。以上を背景として、他 の条件がセーフ・ハーバの範囲内にある限りに おいては、独占的ライセンス契約における不争 解約条項は、一括適用免除の対象となるものと している24)。

(2) わが国における公正取引委員会ガイドラインについて

わが国の公正取引委員会による知的財産ガイ ドラインにおいては、ライセンサがライセンシ に対して、ライセンス契約において不争義務条 項を課す行為については、一般論としては、権 利の存在に関する不安定な状況を早期に安定さ せることになり, 権利の早期安定等を通じて技 術取引を活発化させることによる競争促進的側 面が認められるため25, 競争を減殺する直接的 な危険性は小さいと解されている。一方、無効 にされるべき権利が存続することにより. 対象 とされる技術の利用制限につながる場合には, 不公正な取引方法に該当する可能性がある(独 占禁止法第19条. 一般指定第12項) とされてい る。特に、ライセンシだけが権利の有効性を争 う状況にある場合には、不争義務条項により、 対象技術の適切な利用を阻害することになる点 に留意すべきとされている²⁶⁾。さらに、中長期的には、ライセンシにおける技術開発意欲を減殺することになり、技術市場における競争にも実質的な影響を与える可能性があることにも注意が必要であろう²⁷⁾。

他方,不争解約条項については,かかる解約 条件を規定することは,原則として不公正な取 引方法に該当しないものとされている²⁸⁾。

(3) 新規則の制定とライセンス契約実務に与 オ得る影響

わが国においては、独占的ライセンス契約または非独占的ライセンス契約であるかを問わず、不争解約条項については、原則として独占禁止法上の不公正な取引方法に該当しないものとされている一方、EUでは新規則において、ライセンス契約が独占的契約である場合においてのみ、不争解約条項をTFEU第101条のセーフ・ハーバ規定の対象とされることになった点で、欧州委員会とわが国の公正取引委員会における不争解約条項の取り扱いの相違が拡大していると見ることができる。

一方,不争義務条項については、EUの新規 則において、TFEU第101条のセーフ・ハーバ 規定の対象とはならないことが明らかにされ、 またわが国ガイドラインにおいても、不公正な 取引方法に該当し得ることが確認されている点で、依然として類似した取り扱いが維持されていると考えられる。

以上から明らかなとおり、今後の実務においては、わが国ガイドラインに添う形にて、不争解約条項を非独占的ライセンス契約において規定する場合であっても、EUでは、TFEU第101条のセーフ・ハーバ規定の対象とならず、ケース毎の市場状況等に応じて個別判断がなされ、同条の違反を構成する可能性が残る点について、十分な注意が求められることとなろう。

5. 結 論

以上検討したとおり、欧州委員会により施行が開始された新規則においては、わが国の公正取引委員会ガイドラインと比較すると、表1に示すように、改良技術条項の取り扱いについて相違がなくなり、これに起因するリスクは相対的に低減しつつあると評価されるものであり、不争義務条項については、従来からの状況に特段の大きな変更はないものと評価できよう。一方、不争解約条項については、非独占的ライセンス契約において規定される場合の取り扱いの相違が、相対的に拡大するものとなっている。

今後, 特に多国間にまたがるライセンス契約 実務においては, 不争解約条項の規定の適否に

式 「 日本五正本月女兵五の				
		EU旧規則・ ガイドライン	E U新規則・ ガイドライン	日本国ガイドライン
改良技術 (独占的ライセン スバック)条項	分離可能性なし	規制対象外	規制対象と なり得る	規制対象となり得る
	分離可能性あり	規制対象と なり得る	規制対象と なり得る	規制対象となり得る
不争義務条項		規制対象と なり得る	規制対象と なり得る	規制対象となり得る
不争解約条項	独占的 ライセンス	規制対象外	規制対象外	原則として規制対象 とならない
	非独占的 ライセンス	規制対象外	<u>規制対象と</u> なり得る	<u>原則として規制対象</u> <u>とならない</u>

表1 日本公正取引委員会ガイドラインとの比較

ついて,個別の状況に応じた慎重な対応が求められることになるものと考える。

6. おわりに

欧州委員会は、研究およびイノベーションへのインセンティブを確保し、技術、製品市場における競争を更に促進することを目的として、新規則等を改正した。

当該改正を受けて、当小委員会では、新規則等の、特に、ライセンス契約に影響のある規制に焦点を当て、知財関係者に一早く情報提供すべく、留意点等を本稿にまとめた。

欧州委員会の技術力を高めることにより産業 競争力を強化する政策は、現在のわが国の政策 と方向性を同じくするものである。

このため、更に、ライセンス契約に影響のある改正点において、実務的観点から日本の規制と比較するのは当然必要であるが、政策の方向性が同じという観点からもEUとわが国の規制について差異がないか比較するべきと考える。

今回の検討で、EUとわが国において、非独占的ライセンス契約における不争解約条項の取り扱いが異なる点が判明した。なお、標準必須特許の不争解約条項については、わが国の公正取引委員会のパテントプールに関するガイドライン「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において、独占禁止法上、問題となり得る点が指摘されており、EUとわが国において大差はないと思われる。

EUとわが国の規制の差異である、標準必須特許でない場合における非独占的ライセンス契約の不争解約条項の是非は、ライセンサ、ライセンシ、どちらの利益を考慮した方が、産業競争力の促進につながるかとの考えに帰結するように思われ、かかる観点からの検討が、今後の課題である。

なお, 欧州委員会により施行が開始された新 規則等においては, 受動的販売に関する制約に ついての適用除外の否認などの複数の注目すべき事項が規定されているが、今回の報告では割 愛した。

また, 当小委員会では, 独占禁止法の規制を 比較検討する場合, 日欧に加えて, 米国の規制 との比較も必要であると考えている。

タイムリーに情報提供を行うことを優先し、本稿の投稿を行ったが、米国の規制についても、判例等を中心に、当小委員会では検討を行っており、本誌掲載に向け、日米欧の規制を比較検討し、ライセンス契約実務に与える影響をブレークダウンしてまとめる計画である。

本稿が,欧州委員会による新規則等について, 知財関係者への参考となれば幸いである。

注 記

1) Commission Regulation (EU) No 316/2014 of 21 March 2014

(http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.093.01.0017.01. ENG),

Guidelines on the application of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to technology transfer agreements, C 89/03 (2014)

(http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2014:089:TOC)

- European Commission, Press release 21/03/014 (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-299_en.htm.),
 - JETRO, 欧州知的財産ニュース (http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20140326.pdf)
- 3) EUR-Lex, the Treaty on the Functioning of the European Union, Article 101
 (http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:12008E101:EN:HTML)
- 4) TFEU第101条第1項の邦訳については、公正取 引委員会のWebページを参照されたい。 (http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/ kakkoku/abc/allabc/e/eu.html)
- 5) Case C-234/89 Stergious Delimitis [1992]

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

また,わが国におけるEU競争法に関する文献としては,井上朗,民事法研究会,EU競争法の手続と実務(2009),岡村堯,三省堂,ヨーロッパ競争法(2007)などが挙げられる。

- 6) Albertina Albors-Llorens, Willan Publishing, EC Competition Law and Policy, pp.46-47 (2002), 岡村・前掲注 5) pp.201-202
- 7) 岡村・前掲注5) p.214
- 8) 例えば、欧州委員会による新規則は、ライセンシ間における受動的販売(Passive sales)に関するあらゆる形式による制約の禁止を規定している。受動的販売とは、勧誘を行っていない顧客から受けた要求について、当該顧客への商品またはサービスの引渡し等により対応するものである。かかる受動的販売に関する制約については、同規則が規定するセーフ・ハーバの範囲から除外されるべき特に深刻な制約であるものとされ、ガイドラインに基づいてケース毎に違反有無の判断がなされる。

規定は、以下の通りとなっている。

"第4条第2項 第(b)号

契約を締結する事業者間に競争関係がない場合には、第2条に規定する適用除外は、以下の事項について、直接または間接に、単独でまたは当事者のコントロール下での他の要素との組み合わせにより対象となる契約には適用されない:

- (b) ライセンシが受動的に契約製品の販売を行ってよいとされる領域または顧客に関する制約であって,以下のものを除く。
- (i) ライセンサに留保されている独占的領域または独占的顧客グループに向けた受動的販売の 制約
- (ii) ライセンシの自己使用のためにのみ契約製品を製造する義務,但し、自己の製品のためのスペアパーツとして能動的または受動的に契約製品を販売することは制限されないもの
- (iii) ライセンスが特定顧客のために代替的な供給を行うことを目的として, 当該顧客のための契約製品のみを製造する義務
- (iv) 取引の卸売段階として行っている, ライセンシによるエンドユーザへの販売の制約

- (v)選抜されるディストリビューションシステムにおけるメンバーにより権限が付与されていないディストリビュータに対する販売の制約"
- Gómez-Acebo & Pombo, Analysis GA&P, April 2014, New rules for technology transfer agreements (2014) (http://www.gomezacebo-pombo.com/media/ k2/attachments/new-rules-for-technologytransfer-agreements.pdf)
- 10) Gómez-Acebo & Pombo, 前掲注9) p.3
- 11) Gómez-Acebo & Pombo, 前掲注9) p.3
- 12) Sweet & Maxwell and its Contributors, EU Focus 2014, 319, pp.6-7 (2014)
- 13) 新ガイドライン, paragraph 130
- 14) 独占禁止法は、第21条において、知的財産権の 行使行為を適用除外とする規定を設けている。
- 15) 金井 貴嗣, 泉水 文雄, 川濱昇, 弘文堂, 「独占禁止法(第3版)」, p.399 (2010)
- 16) 公正取引委員会,「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」 平成19年9月28日 (改正: 平成22年1月1日) (http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyou kijun/chitekizaisan.html)
- 17) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」/ 前掲注16) 第4,5(8)
- 18) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」/ 前掲注16) 第4,5(9)
- 19) Gómez-Acebo & Pombo, 前掲注9) p.3
- 20) 新規則, Article 5. Excluded restrictions
- 21) EU Focus, 前掲注12) p.7
- 22) EU Focus, 前掲注12) p.7
- 23) 新ガイドライン, paragraph 136
- 24) 新ガイドライン, paragraph 139
- 25) 金井·前掲注15) p.401
- 26) 金井·前掲注15) p.401
- 27) 金井·前掲注15) p.401
- 28) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」/ 前掲注16) 第4,4(7) (Web参照日は、全て2014年8月20日)

(原稿受領日 2014年9月1日)